

## 第21回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成21年6月23日(火) 13時30分～14時25分

場 所 広島大学学士会館(2階「レセプションホール」)

出席者 学外委員：有本，大歳，大南，小笠原，北島，佃の各委員  
学内委員：浅原，岡本，越智(光)，河本の各委員

列席者 上理事・副学長，山根理事・副学長，坂越副学長，春日監事，金田監事，  
坂下学長補佐，高谷副理事，越智(貢)副理事，香川副理事，角屋副理事，  
上田副理事，西谷副理事，土屋副理事，藤岡副理事，西田副理事，星野副理事，  
松岡副理事，児島副理事，西嶋副理事，高橋副理事，竹内学長支援グループリーダー，  
西村法学部長，吹春経済学部長，河野医学部長，高田歯学部長，太田薬学部長，  
樫原総合科学研究科長，富永文学研究科長，棚橋教育学研究科長，  
富岡社会科学研究科長，出口理学研究科長，高萩先端物質科学研究科長，  
吉田工学研究科長(代理)，江坂生物圏科学研究科長，小林医歯薬学総合研究科長，  
池田国際協力研究科長，平野法務研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

(開会)

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

(議事の1)

### ● 広島大学の長期ビジョンについて

(浅原学長提案・説明，別紙1)

◇ 本学では，法人化後，第一期中期目標に基づき計画を実施してきたが，ほぼ最終段階を迎えつつあり，本年6月には第二期中期目標・中期計画(素案)を策定することとなるため，今後10年から15年後の広島大学像を描いた長期ビジョン(案)を別紙のとおり策定した。

本案は，広島大学が高等教育機関として発展していくための道標としての意義を持つとともに，その途上でクリアすべき諸課題を構成員全員が共有して，その課題解決に向けて取り組みを進めようとするものである。

また，第20回経営協議会で報告し，提案頂いた意見も反映したものとなっており，第59回教育研究評議会(平成21年5月19日開催)において承認されている。

以上のような提案・説明があり，審議の結果，原案どおり広島大学の長期ビジョン案を承認し，役員会へ付議することとした。

(議事の2)

### ● 第二期中期目標・中期計画(素案)について

(浅原学長提案・説明，別紙2)

◇ 第二期(平成22年度から平成27年度の6年間)の中期目標・中期計画については，国立大学法人法の規定に基づき，文部科学大臣に提出することとなっており，本学においても，「第二期中期目標・中期計画(素案)」を別紙のとおり策定した。

本案は，昨年9月に文部科学省から示された考え方を基本としつつ，①第一期中期目標期間の評価，②本学の将来構想，③教育振興基本計画，④第二期中期目標期間における6年間の年度計画案，⑤国立大学法人の組織及び業務全般の見直し内容等の観点を踏まえている。

さらに，第19回経営協議会において第二期中期目標・中期計画の骨子案を報告し，提案頂いた

意見も踏まえ、本学の特徴と機能をより明確化し、6年間に重点的に取り組む事項に絞って策定し、第60回教育研究評議会（平成21年6月16日開催）において承認されている。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり第二期中期目標・中期計画（素案）を承認し、役員会へ付議することとした。

#### （議事の3）

##### ● 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

（浅原学長提案・説明、別紙3）

◇ 国立大学法人は、国立大学法人法施行規則に基づき、「各事業年度において年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を作成すること」とされている。

本学においても、国立大学法人評価委員会の評価を受けるため、各組織において、年度計画の実施状況について点検・評価を実施し、その結果をもとに、各室で年度計画ごとの実施状況の原案を作成し、本学評価委員会が全学的な観点から評価を行い、別紙のとおり「平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）」を取り纏めた。

なお、国立大学法人評価委員会に対しては、本日提案の「実績報告書」のほかに実績報告書抜粋版（大学の概要、全体的な状況、各項目ごとの特記事項等）、同報告書（資料編）を提出することとなる。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書案を承認し、役員会へ付議することとした。

#### （議事の4）

##### ● 平成20年度決算について

（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙4）

◇ 国立大学法人は、「各年度の財務諸表等（決算報告書）」を国立大学法人法の規定に基づき、文部科学大臣に、計算証明規則等に基づき会計検査院長に提出することとなっているため、別紙のとおり「平成20年度決算報告書」を作成した。

「平成20年度決算報告書」に基づき、概要説明、前期までは流動資産・負債、経常費用・収益、いずれも増額をしていたが、今期は修繕費、退職給付費用等の減により、いずれも減額となっている。

まず、「20年度末貸借対照表」については、当期末処分利益として20.0億円（うち大学分8.4億円、病院分11.6億円）となっており、「資産の部」については、附属学校等の耐震改修等の資産増もあるが、減価償却累計額の増加による減、早期執行による期末の運用資金の減等の要因により減額となっている。また、「負債の部」については、法人化以前の借入金償還額である国立大学財務・経営センター債務負担金の減少、期末の退職給付額の減及び建物の竣工払いの減等の要因により減額となっている。

次に、「平成20年度損益計算書」については、運営費交付金収益の減（8.1億円）、附属病院収入の増（6.9億円）等の要因により、当期総利益は20億円（対前年度1.0億円減）となった。但し、この当期総利益のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額として全体で10.3億円が剰余金の繰越承認の対象となる。

さらに、「収入支出席内決算配分（案）」については、平成21年度に繰り越す25.9億円について、部局等総枠分、全学共通活用分、病院分として決算配分を行いたい。

なお、余裕金と長期・短期運用に関して、財務収益の獲得に努めた結果、約1億円の財務収益を平成20年度は獲得している。この受け取り利率比率については全国の中でもトップクラスである。

引き続き、春日監事から、平成20事業年度に係る財務諸表、事業報告書、及び決算報告書は国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適切に示している旨監査報告があった。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成20年度決算報告書案を承認し、役員会へ付議することとした。

#### (議事の5)

##### ● 平成22年度概算要求事項について

(浅原学長提案、河本理事(財務・総務担当)説明、別紙5)

◇ 学内の要求事項の中から、本学の戦略、経営協議会学外委員との意見交換会での意見(第20回経営協議会(21.3.18))、本学の実状及び文部科学省との事前相談の状況等を勘案のうえ、平成22年度概算要求事項案を作成した。

特別経費(プロジェクト分)に関しては、第二期中期目標・中期計画(素案)との整合性を図りながら各プロジェクトを以下の分類項目から4項目(※印)を選択して要求することとなっている。

- ①国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実(※)
- ②高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実(※)
- ③幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実
- ④大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実(※)
- ⑤産学連携機能の充実(※)
- ⑥地域貢献機能の充実

なお、この分類項目については、このプロジェクト経費で要求する重点的な考え方を整理したものであり、実際の要求項目と一致させる必要はなく、今のところ、⑤産学連携機能の充実についての要求項目はない。また、③幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実については、概算要求では選択していないだけのことであり、重点を置いていないという意味ではない。

内容については、別紙平成22年度概算要求事項中●を付した事項、組織整備計画に係るもの3件、特別経費に係るもの24件(プロジェクト分17件、全国共同利用・共同実施分2件、基盤的設備等整備分5件)及び施設整備補助金等に係るもの11件を文部科学省に概算要求する。

なお、文部科学省等との今後の調整において、新たな事項が加わる可能性もあるので、今後の対応については、学長に一任願いたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成22年度概算要求事項案を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- ・ 大学院工学研究科の専攻の再編及び入学定員の改訂について
- ・ 教育組織と研究組織(教員組織)の分離について
- ・ ドクターヘリ・ICTを取り入れた総合的遠隔地救急医療支援人材育成プログラムについて

#### (議事の6)

##### ● 職員給与規則の改正について

(浅原学長提案、河本理事(財務・総務担当)説明、別紙6)

◇ 平成21年5月1日付け人事院勧告を参考として、この勧告が現下の経済社会情勢等に鑑みたものであること、本学が国からの運営費交付金を運営財源の一部とする公的機関であること、そして社会に対する説明責任を有すること等の諸事情を総合的に勘案した上で検討した結果、職員給与規則について改正を行いたい。

改正点については、①常勤職員に対して平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当等に関し、特例措置(本年6月期の支給月数の一部凍結)の実施、②①の措置による不利益部分の代償措置として地域手当の支給率の引上げの2点である。

また、規則改正案については、教職員組合との団体交渉、過半数代表者及び過半数組合からの意見聴取を実施し、本学職員へはアンケート方式により意見調査を行い、それらの結果も踏

まえ総合的に勘案の上、決定したものである。

なお、本改正は手当の基準日（平成 21 年 6 月 1 日）までに改正を行う必要があることから、本改正案については臨時役員会（平成 21 年 5 月 29 日開催）で承認しており、事情を勘案の上、追認願いたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり職員給与規則の改正を承認した。

#### （議事の 7）

##### ● 役員報酬規則の改正について

（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙 7）

- ◇ 役員報酬規則の改正は、平成 21 年 5 月 1 日付け人事院勧告を参考として、社会一般の情勢に適合したものとなるよう改正を行うもので、改正点は、役員に対して平成 21 年 6 月に支給する期末特別手当に関し、期末手当及び勤勉手当への改編は行わず、特例措置（本年 6 月期の支給月数の一部凍結）に限り実施する点である。

なお、本改正は手当の基準日（平成 21 年 6 月 1 日）までに改正を行う必要があることから、本改正案については第 92 回役員会（平成 21 年 5 月 26 日開催）で承認しており、事情を勘案の上、追認願いたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり役員報酬規則の改正を承認した。

#### （議事の 8）

##### ● 学長選考会議委員の選出について

（浅原学長提案・説明、別紙 8）

- ◇ 学長候補者の選考にあたっては、国立大学法人法の規定に基づき、経営協議会学外委員及び教育研究評議会評議員（学長及び理事を除く）の同数の委員をもって構成する学長選考会議を設置することとされており、学長選考会議委員の人数については、経営協議会学外委員から 4 人、教育研究評議会評議員（学長及び理事を除く）から 4 人を選出することとなっている。

教育研究評議会からは、別紙のとおり 4 人の学長選考会議委員が選出されているので、ここに報告する。

については、前期の経営協議会学外委員の任期満了に伴い、このたび任命させて頂いた経営協議会学外委員 7 人のうちから 4 人の学長選考会議委員を選出することについて意見を伺いたい。

以上のような提案・説明があり、意見交換の後、審議の結果、有本委員、大南委員（議長）、小笠原委員及び北島委員の 4 人を選出した。

#### （報告の 1）

##### ● 国の平成 21 年度補正予算について（広島大学関係分）

（河本理事（財務・総務担当）報告、資料 1）

- ◇ 平成 21 年度補正予算については、5 月 29 日に成立しており、本学分として設備の関係で 27 件、工事の関係で 1 件が盛り込まれている。なお、「平成 21 年度補正予算における国立大学法人等関係の施策」ということで、教育研究高度化のための支援体制整備事業（300 億円）、あるいは世界最先端研究支援強化プログラム（2,700 億円）等の各事業が組み立てられて公募が始まるので、積極的に応募をして予算の獲得に努めたいことの報告があった。

#### （報告の 2）

##### ● 大学機関別認証評価の受審について

（浅原学長報告、資料 2）

- ◇ 大学は、学校教育法の規定に基づき、教育研究等の総合的な状況について、7 年ごとに認証評価機関による評価を受けることとされており、本学においても、認証評価機関である「独立行政法人 大学評価・学位授与機構」の大学機関別認証評価を本年度に受審することの報告が

あった。

(報告の3)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料3)

- ◇ 広島大学経営協議会(第11回～第20回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

(追加報告)

● 部局の組織評価の実施について

(浅原学長報告, 追加資料)

- ◇ 経営協議会学外委員による部局の組織評価を次回の経営協議会の開催前日9月24日午後～9月25日午前中で実施する。

部局長ヒアリングについては、部局長を数グループにグルーピングし、グループ単位でヒアリングを実施する。なお、部局長及び副部局長等が希望する場合は、ヒアリングの傍聴を許可することとしたい。

自己点検・評価する事項は2点であり、1点は「前年度の組織評価において、改善を要すると認められる点として掲げられた事項への取組状況」、もう1点は「国際的に通用する教育ないし研究に向けた取組状況」等を評価して頂きたい。

なお、詳細については別途連絡させて頂くのでご協力をお願いします。

また、次回の開催は霞キャンパスで行いたい旨、併せて報告があった。

(その他)

次回以降の開催日について

第22回 平成21年9月25日(金) 13:30～15:00

第23回 平成21年11月26日(木) 13:30～15:00

第24回 平成22年1月21日(木) 13:30～15:00

第25回 平成22年3月18日(木) 13:30～15:00

以 上